

《平成 25 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 19 日 (金) 13:30~15:30
- 2 場 所 帯広市庁舎 10 階第 2 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
 - ・長坂会長 ・千々和委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員

■情報審査会事務局

総務部

 - ・前田総務部長

総務部行政推進室

 - ・廣瀬法制主幹 ・天池法制主査 ・和田主任補

■諮問事項担当部

 - ・ 2 名
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 1 名

《議事概要》

- 1 総務部長挨拶
- 2 平成 24 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について
【事務局】 平成 24 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告
 - <情報公開>
 - ・開示請求件数 46 件 (前年度対比 9 件の減)
 - ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 12 件の減、教育委員会への請求が 7 件の増 その他の実施機関は、概ね例年並
 - ・請求に対する決定の内訳 全部開示 18 件、一部開示 18 件、非開示 9 件 (うち不存在 6 件) で、開示率 92.3%
 - ・決定に要した期間 平均で 9.5 日、前年度と比較して、2.6 日の短縮
 - ・不服申立て 1 件
 - ・請求者数 16 人
 - <個人情報保護>
 - ・開示請求件数 7 件 (前年度対比 2 件の減)
 - ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 3 件、一部開示が 1 件、非開示が 3 件 (うち不存在 3 件) で、開示率 100%
 - ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て 2 件
 - ・個人情報の訂正請求 なし
 - <平成 25 年度の状況>
 - ・6 月 30 日現在で、公文書開示請求 8 件
 - 個人情報の開示請求 5 件

【会長】 情報公開の請求件数が、少ない。多ければいいというものではないが、少ないというのは少し気になる。

3 その他

(1) 社会保障・税番号制度の概要について

【事務局】 社会保障・税番号制度の概要について説明

○ 主な内容

- ・ この制度は、一般的に「マイナンバー制度」と知られているもので、関係する法律は、本年 5 月 24 日に成立した。
- ・ 内容は、個人と法人にそれぞれ番号を付け、社会保障、税、災害対策の分野で利用することにより、効率的な情報管理と、諸手続における国民の負担軽減を図るものである。
具体的には、社会保障分野では、年金関係、雇用保険、ハローワークの事務、健康保険制度や生活保護などでの利用、税分野では、確定申告書などへの記載、災害対策分野では被災者生活再建支援金の支給事務などで利用される。
- ・ 制度導入に向けたロードマップは、今後、詳細を定める政省令の整備が行われ、平成 27 年秋ごろに各個人に番号を通知、平成 28 年の 1 月からは順次個人番号の利用を開始し、平成 29 年からは本格的にネットワークによる情報のやり取りが開始される。
- ・ 当審査会の関わりは、「特定個人情報保護評価」という項目があり、この評価に関する事務の中で、第三者機関の意見を聞いて事務を進めることとされ、現在、国においてルールの検討が行われていると把握している。
- ・ 個人情報に関する第三者機関としては、本市でいえば、当審査会となるかと思われる所以、実施の細目を定める政省令などの内容について、引き続き、情報収集に努めて参りたい。

【質疑等なし】

(2) 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について

【事務局】 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について説明

○ 主な内容

- ・ 本法律は、本年 6 月 17 日に成立したもので、東日本大震災を踏まえ、昨年 6 月に行った災害対策基本法の改正に続く第 2 弾の改正がされたものである。
- ・ 本法律の中で、これまで各市町村が独自に進めていた「災害時要援護者名簿の作成」について、法律に具体的に明記された。
- ・ 災害時要援護者名簿の作成に伴う個人情報の取扱いについては、平成 21 年に当審査会から答申をいただき事務を進めてきたが、法に規定されたことにより、全国で共通な取扱いとなることが期待される。

- ・ この法律についても、詳細が明らかになっていない部分があり、担当課において、引き続き情報収集に努めていく。

【質疑等なし】

(3) 行政不服審査制度の見直し方針の概要について

【事務局】 行政不服審査制度の見直し方針の概要について説明

○ 主な内容

- ・ 行政不服審査制度については、制定から40年以上も制度改正が行われておらず、社会情勢の変化に対応していないという指摘がされていたことから、これまでにも、国において見直しの検討を進めていた。この度、国の見直し方針が公表され、当審査会に関係のある部分もあることから、その概要を報告する。
- ・ 見直しの考え方は、一つ目として公正性の向上、二つ目として使いやすさの向上、三つ目として国民の救済手段の充実、拡大となっている。
- ・ 主な見直しの内容は、一つ目の公正性の向上については、これまで誰が審理を行うかが明確に定められていなかったものを、処分に関与しない職員を審理員とすること、また、審理員が作成した裁決案について、職員以外の第三者により構成される機関の意見を聞いて最終的に意思決定をするということである。この第三者機関の意見聴取の仕組については、既に情報公開制度が採用しているもので、当審査会もその役割を果たしていただいている。
- ・ 二つ目の使いやすさの向上については、不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長すること、これまで行政処分をした役所に上級の機関があれば、弁明書・反論書の提出権など、手続保障レベルが高い「審査請求」となり、上級の機関がない場合は、手續保障レベルが低い「異議申立て」となっていたものを、新制度では「審査請求」に統一することである。
- ・ 三つ目の国民の救済手段の充実、拡大については、行政処分を受けた後の救済だけではなく、法令違反の事実があれば国民の側から行政に対し何らかの権限行使をするよう求める手続や、行政指導を受けた者が法律違反だと思った場合の再考を求める手続などを新設するものである。
- ・ 以上が、行政不服審査制度の見直しの内容であるが、第三者機関については、当審査会と同様の機能を持つこととなるので、改正法が成立した場合は、当審査会の所掌事務について何らかの調整を行う必要があると考えている。
- ・ 国においては、来年の通常国会に法案として提案することを目指しており、その後2年以内には新制度に移行するとされている、本市においても、引き続き、情報収集に努め、当審査会にも情報提供して参りたい。

【質疑等なし】

(以降、個人情報を含んだ審議のため、報道関係者退席)

4 質問第1号 個人情報一部開示決定処分に係る審査請求について

5 質問第2号 個人情報非開示決定処分に係る審査請求について

- ・ 質問第1号と質問第2号は、密接した内容であることから、一括して審議を行った。
- ・ 事務局及び質問事項担当部から事案について説明を行った後、審議を行った結果、熟慮が必要であると判断し、次回情報審査会での継続審議となった。

※個人情報に関する事項のため、質問第1号及び質問第2号の審議及び資料については非公開とし、本議事概要においても詳細は記載しない。

以上